

一、最新中国法令

● 海关加工贸易货物监管办法

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 219 号
【发布日期】2014-03-12
【实施日期】2014-03-12
【内容提要】与《海关对加工贸易货物监管办法》（海关总署令第 195 号；被新办法废止）相比，新办法的主要调整内容包括：
- 取消“加工贸易货物备案（变更）手续”，改为“加工贸易货物的手册设立手续”。
 - 增加“海关对加工贸易实行分类监管”的原则性规定；并严格了办理加工贸易手册时经营企业提供保证金或者保函的要求：
 - 原“可以要求经营企业提供保证金或者保函”的情形，调整为“应当提供”；
 - 增加“可以要求提供”的情形：涉嫌违规，已经被海关立案调查，案件尚未审结的。
 - 取消外发加工、深加工结转、放弃的核准手续。
 - 增加规定“加工贸易企业不得办理深加工结转手续的情形”。
 - 取消不得外发加工的情形，调整外发加工须提供保证金或保函的情形（调整后，仅“经营企业将全部工序外发加工的”需要提供）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700275.htm>

● 海关进口货物直接退运管理办法

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 217 号
【发布日期】2014-03-12
【实施日期】2014-03-12
【内容提要】与原《海关进口货物直接退运管理办法》（海关总署令第 156 号；被新办法废止）相比，新办法取消了进口货物直接退运的核准手续。
- 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700273.htm>

一、最新中国法令

● 税関加工貿易貨物監督管理弁法

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 219 号
【発布日】2014-03-12
【実施日】2014-03-12
【概要】「税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」（税関総署令第 195 号、新弁法により廃止）と比較したところ、新弁法の主な変更には以下の内容が含まれる。
- 「加工貿易貨物届出（変更）手続き」が廃止され、「加工貿易貨物の手帳開設手続き」に変更された。
 - 「税関が加工貿易に対し実施する分類監督管理」の原則的な規定が追加され、加工貿易手帳手続き時取扱企業が保証金または保証状を提供することに関する要求が厳格になった。
 - これまでの「取扱企業に対し保証金または保証状の提供を求めることができる」を、「提供しなければならない」に変更した。
 - 「提供を求めることができる」状況に以下のものを追加した。規則違反の嫌疑があり、税関により立件調査が行われ、事件が未だ結審していない場合。
 - 外注加工、深加工結転、放棄に関する認可手続きが廃止された。
 - 「加工貿易企業が深加工結転手続きを行えない状況」が追加で規定された。
 - 外注加工を行えない状況が取り消され、外注加工で保証金または保証状を提出しなければならない状況が変更された（変更後は、「取扱企業が全ての工程を外注加工する場合」に限り提供しなければならないとなった）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700275.htm>

● 税関輸入貨物直接返送管理弁法

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 217 号
【発布日】2014-03-12
【実施日】2014-03-12
【概要】旧「税関輸入貨物直接返送管理弁法」（税関総署令第 156 号、新弁法により廃止）と比較したところ、新弁法は輸入貨物直接返送に関する認可手続きを廃止した。
- 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700273.htm>

● 海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 220 号
【发布日期】2014-03-13
【实施日期】2014-03-13
【内容提要】与原《海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法》（海关总署令第 143 号；被新办法废止）相比，新办法取消了报关单修改、撤销的审批手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700318.htm>

● 海关报关单位注册登记管理规定

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 221 号
【发布日期】2014-03-13
【实施日期】2014-03-13
【内容提要】与《海关对报关单位注册登记管理规定》（海关总署令第 127 号；被新规定废止）相比，该规定的主要调整内容包括：

- 取消报关员的资格要求（需取得报关员从业资格，并在海关注册登记，代之为报关人员（不再有从业资格要求，仅需在海关注册案））。
- 降低报关企业和报关企业设立分支机构需具备的条件，将报关企业注册登记许可的权限，由直属海关下放到隶属海关（需要直属海关授权）。
- 减少进出口货物收发货人申请办理注册登记需提交的材料。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700322.htm>

● 海关总署关于修改部分规章的决定

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 218 号
【发布日期】2014-03-13
【实施日期】2014-03-13
【内容提要】根据国务院取消和下放行政审批项目的相关规定，海关总署对《中华人民共和国海关关于异地加工贸易的管理办法》、《中华人民共和国海关进出口货物申报管理规定》、《中华人民共和国海关关于加工贸易边角料、剩余料件、残次品、副产品和受灾保税货物

● 税関輸出入貨物通関書類の変更と取消に関する管理弁法

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 220 号
【発布日】2014-03-13
【実施日】2014-03-13
【概要】旧「税関輸出入貨物通関書類の変更と取消に関する管理弁法」（税関総署令第 143 号、新弁法により廃止）と比較したところ、新弁法は通関書類の変更、取消に関する審査許可手続きを廃止した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700318.htm>

● 税関通関業者登録登記管理規定

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 221 号
【発布日】2014-03-13
【実施日】2014-03-13
【概要】「税関の通関業者に対する登録登記管理規定」（税関総署令第 127 号、新规定により廃止）と比較したところ、本弁法の主な変更には以下の内容が含まれる。

- 通関士の资格要求（通関士の従事資格取得を必須とした上、税関で登録登記を行う）を取り消し、通関担当（以後、従事資格の要求はなく、税関での届出だけが必要）で代替する。
- 通関企業および通関企業が設立した分支機構が具備しなければならない条件を引き下げ、通関企業の登録登記許可に関する権限を、直属税関から隷属税関に委譲した（直属税関の授權が必要）。
- 輸出入貨物の荷受人、荷送人の登録登記申請手続きに提出しなければならない資料を減らした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700322.htm>

● 一部規則の改正に関する税関総署の決定

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 218 号
【発布日】2014-03-13
【実施日】2014-03-13
【概要】国務院の行政審査許可プロジェクトの取消と委譲に関する規定に基づき、税関総署は「中華人民共和国税関の他地区での加工貿易に関する管理弁法」、「中華人民共和国税関の輸出入貨物申告管理規定」、「中華人民共和国税関の加工貿易の端材、余剰原材料、不良品、副産物および

的管理办法》等 15 部规章进行了修改。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700509.htm>

● 海关总署关于废止部分海关规章的决定

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 216 号
【发布日期】2014-03-12
【实施日期】2014-03-12
【内容提要】根据该决定：废止《海关关于加工贸易保税货物跨关区深加工结转的管理办法》、《中华人民共和国海关报关员执业管理办法》等 4 部规章。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700313.htm>

● 鼓励进口技术和产品目录（2014 年版）

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、商务部
【发布文号】发改产业〔2014〕426 号
【发布日期】2014-03-13
【实施日期】2014-03-13
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201403/t20140320_1057482.htm

● 工伤职工劳动能力鉴定管理办法

【发布单位】人力资源和社会保障部、国家卫生和计划生育委员会
【发布文号】人力资源和社会保障部、国家卫生和计划生育委员会令第 21 号
【发布日期】2014-02-20
【实施日期】2014-04-01
【内容提要】根据该办法：职工发生工伤，经治疗伤情相对稳定后存在残疾、影响劳动能力的，或者停工留薪期满（含劳动能力鉴定委员会确认的延长期间），工伤职工或者其用人单位应当及时向设区的市级劳动能力鉴定委员会提出劳动能力鉴定申请。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201403/t20140313_126091.htm

被災保税貨物に関する管理弁法」など 15 の規則を改正した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700509.htm>

● 一部税関規則の廃止に関する税関総署の決定

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 216 号
【発布日】2014-03-12
【実施日】2014-03-12
【概要】本決定によると、「加工貿易保税貨物の税関区間における深加工結転に関する税関の管理弁法」、「中華人民共和國税関通関士業務従事管理弁法」など 4 つの規則が廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700313.htm>

● 輸入奨励技術および製品目録（2014 年版）

【発布機関】国家發展改革委員会、財政部、商務部
【発布番号】発改産業〔2014〕426 号
【発布日】2014-03-13
【実施日】2014-03-13
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201403/t20140320_1057482.htm

● 労災従業員労働能力鑑定管理弁法

【発布機関】人的資源社会保障部、国家衛生計画生育委員会
【発布番号】人的資源社会保障部、国家衛生計画生育委員会令第 21 号
【発布日】2014-02-20
【実施日】2014-04-01
【概要】本弁法によると、従業員に労災が発生し、治療を経て体調が安定した後、身体障がい、労働能力への影響が存在する場合、または休業補償期間を満了（労働能力鑑定委員会が確認した延長期間も含む）した場合、労災従業員あるいはその使用者は適時に区を設けた市級労働能力鑑定委員会へ労働能力鑑定申請を提出しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201403/t20140313_126091.htm

● 关于印发基层劳动人事争议调解工作规范的通知

【发布单位】人力资源和社会保障部办公厅
【发布文号】人社厅发〔2014〕30号
【发布日期】2014-03-05
【内容提要】根据该通知：
▪ 企业劳动争议调解组织（企业劳动争议调解委员会），属于基层劳动人事争议调解组织的一种，适用该通知。
▪ 发生劳动人事争议，当事人可以口头或者书面形式向调解组织提出调解申请。
【备注】根据《劳动争议调解仲裁法》，企业劳动争议调解委员会由职工代表和企业代表组成。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/laodongguanxi/diaojiezhongcai/201403/t20140313_126124.htm

● 末端労働人事紛争調停作業規範の公布に関する通知

【発布機関】人的資源社会保障部弁公庁
【発布番号】人社庁発〔2014〕30号
【発布日】2014-03-05
【概要】本通知によると、以下の通りである。
▪ 企業労働紛争調停組織（企業労働紛争調停委員会）は、末端労働人事紛争調停組織の一つに該当し、本通知を適用する。
▪ 労働人事紛争が発生した場合、当事者は口頭または書面形式にて調停組織に調停の申立てを行うことができる。
【備考】「労働紛争調停仲裁法」によれば、企業労働紛争調停委員会は従業員代表と企業代表から構成される。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/laodongguanxi/diaojiezhongcai/201403/t20140313_126124.htm

● 企业会计准则第 2 号——长期股权投资

【发布单位】财政部
【发布文号】财会〔2014〕14号
【发布日期】2014-03-13
【实施日期】2014-07-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201403/t20140319_1057127.html

● 企業會計準則第 2 号——長期持分投資

【発布機関】財政部
【発布番号】财会〔2014〕14号
【発布日】2014-03-13
【実施日】2014-07-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201403/t20140319_1057127.html

● 金融租赁公司管理办法

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】中国银行业监督管理委员会 2014 年第 3 号
【发布日期】2014-03-13
【实施日期】2014-03-13
【内容提要】该办法主要对金融租赁公司的准入条件、业务范围、经营规则及监督管理等内容进行了修订完善。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/9E195304AEAB4E918C3AC1EF7F2CB566.html>

● ファイナンスリース会社管理弁法

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】中国銀行業監督管理委員会 2014 年第 3 号
【発布日】2014-03-13
【実施日】2014-03-13
【概要】本弁法は主にファイナンスリース会社の参入条件、業務範囲、経営規則および監督管理などの内容について修正整備した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/9E195304AEAB4E918C3AC1EF7F2CB566.html>

● 关于本市进一步深化投资体制改革的实施意见（上海）

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府发〔2014〕15号
【发布日期】2014-02-22
【内容提要】该意见基于简政放权、加强服务等原则，从缩小政府核准范围、简化审批手续、优化审批流程、扩大服务业开放等方面提出若干意见，其中包括：

● 上海市の投資体制改革の更なる推進に関する実施意見(上海)

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発〔2014〕15号
【発布日】2014-02-22
【概要】本意見は行政組織の減量・効率化と権限委譲、サービス強化などの原則に基づき、政府認可範囲の縮小、審査許可手続きの簡素化、審査許可手順の最適化、サービス業

- 最大限度地缩小企业投资项目的核准范围。进一步下放企业投资项目的核准权限。简化企业投资项目备案管理。开展企业投资项目核准格式化试点。
- 探索对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单的管理模式。制订出台自贸试验区 2014 年版负面清单。对外商投资项目实行核准制或备案制。
- 清理和减少不合理前置审批要件。简化项目规划报批和用地审批手续。优化环评制度。
- 加快扩大在金融服务、航运服务、商贸服务、专业服务、文化服务和社会服务等领域的开放，暂停或取消投资者资质要求、股比限制、经营范围限制等准入限制措施（银行业机构、信息通信服务除外）。
- 实行统一的市场准入制度，在制定负面清单的基础上，各类市场主体可依法平等进入负面清单之外的领域。
- 加大向虹桥商务区、国际旅游度假区、张江、临港等重点区域的授权力度，实现“区内事、区内办”。对浦东新区和部分郊区县进一步简政放权。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai38515.html>

● 江苏省政府核准的投资项目目录（2014 年本）（江苏）

【发布单位】江苏省人民政府

【发布文号】苏政发〔2014〕23 号

【发布日期】2014-02-26

【实施日期】2014-02-26

【内容提要】本目录内的固定资产投资项目，须进行核准。本目录外的固定资产投资项目，除禁止投资的项目以外，实行备案管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.js.gov.cn/jsgov/tj/bqt/201403/t2014031_422311.html

の開放拡大などの面からいくつかの意見を提起した。それには以下の内容が含まれる。

- 企業投資プロジェクトの認可範囲を最大限に縮小する。企業投資プロジェクトの認可権限を更に委譲する。企業投資プロジェクトの届出管理を簡素化する。企業投資プロジェクト認可のモデル試行を実施する。
- 外商投資に対する参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理方式の実行を模索する。自由貿易試験区 2014 年版ネガティブリストを制定・公布する。外商投資プロジェクトに対し認可制または届出制を実施する。
- 不合理な事前審査許可要件の整理と削減を行う。プロジェクト計画の許可申請と用地審査許可手続きを簡素化する。環境アセスメント制度を最適化する。
- 金融サービス、船舶輸送サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービスおよび社会サービスなどの分野における開放拡大を加速し、投資者の資格要求、持分比率の制限、経営範囲の制限などの参入制限措置を一時停止または廃止する（銀行業機関、情報通信サービスは除く）。
- 統一的な市場参入制度を実施し、ネガティブリストの制定を基本として、各種市场主体は法に従い平等にネガティブリスト以外の分野に参入することができる。
- 虹橋商務区、国際旅行リゾート区、張江、臨港などの重点区域に対する授權の範囲を拡大し、「区内の事項は区内で処理する」を実現する。浦东新区および一部郊区区県に対し更なる行政組織の減量・効率化と権限委譲を進める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai38515.html>

● 江蘇省政府認可の投資プロジェクト目録（2014 年版）（江蘇）

【発布機関】江蘇省人民政府

【発布番号】蘇政発〔2014〕23 号

【発布日】2014-02-26

【実施日】2014-02-26

【概要】本目録内の固定資産投資プロジェクトについては、認可を行わなければならない。本目録以外の固定資産投資プロジェクトについては、投資が禁じられているプロジェクトを除き、届出管理を実行する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.js.gov.cn/jsgov/tj/bqt/201403/t2014031_422311.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 最高院指导案例：用人单位以劳动者在等级考核中居于末位等次为由解除劳动关系，法院判决违法解除

Key Point:

劳动者在用人单位等级考核中居于末位等次，不等同于“不能胜任工作”，不符合单方解除劳动合同的法定条件，用人单位不能据此单方解除劳动合同。

基本案情:

1. 2005年07月，被告王鹏进入原告中兴通讯（杭州）有限责任公司（以下简称“中兴通讯”）工作，劳动合同约定王鹏从事销售工作，基本工资每月3,840元。该公司的《员工绩效管理办法》规定：员工半年、年度绩效考核分别为S、A、C1、C2四个等级，分别代表优秀、良好、价值观不符、业绩待改进；S、A、C（C1、C2）等级的比例分别为20%、70%、10%；不胜任工作原则上考核为C2。王鹏原在该公司分销科从事销售工作，2009年01月后因分销科解散等原因，转岗至华东区从事销售工作。2008年下半年、2009年上半年及2010年下半年，王鹏的考核结果均为C2。中兴通讯认为，王鹏不能胜任工作，经转岗后，仍不能胜任工作，故在支付了部分经济补偿金的情况下解除了劳动合同。
2. 2011年07月27日，王鹏提起劳动仲裁。同年10月08日，仲裁委作出裁决：中兴通讯支付王鹏违法解除劳动合同的赔偿金余额36,596.28元。中兴通讯认为其不存在违法解除劳动合同的行为，故于同年11月01日诉至法院，请求判令不予支付解除劳动合同赔偿金余额。

法院裁判:

1. 中国《劳动法》、《劳动合同法》对用人单位单方解除劳动合同的条件进行了明确

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 最高人民法院指導判例：労働者が等級考課において最低等級であったことを理由に使用者が労働契約を解除した場合、裁判所は違法解除であるとの判決を下した

Key Points:

労働者が使用者の等級考課において最低等級であることは、「業務に堪えない」と同等ではなく、労働契約を一方的に解除する法定条件に合致しないため、使用者はこれを理由に労働契約を一方的に解除することはできない。

事件の基本背景:

1. 2005年7月、被告王鹏は中興通訊（杭州）有限公司（以下「中興通訊」という）に入社し、労働契約では王鹏は販売業務に従事し、基本賃金は月3,840元と取り決めた。当該会社の「従業員業績管理弁法」では、従業員の半年、年間の業績考課をS、A、C1、C2の四つの等級に分け、それぞれ優秀、良好、価値観の不一致、業績の改善待ちとし、S、A、C（C1、C2）等級の割合をそれぞれ20%、70%、10%として、業務に堪えないのは原則としてC2と考課すると規定していた。王鹏は本来当該会社の内販課で販売業務に従事していたが、2009年1月以後は内販課が解散したなどの理由により、華東区での販売業務への従事に配置転換となった。2008年下半年、2009年上半年および2010年下半年において、王鹏の考課結果はいずれもC2であった。中興通訊は、王鹏は業務に堪えず、配置転換後も業務に堪えないと判断し、一部の経済補償金を支払った上で労働契約を解除した。
2. 2011年7月27日、王鹏は労働仲裁を申立てた。同年10月8日、仲裁委員会は、中興通訊は王鹏に対し労働契約の違法解除に伴う賠償金残額36,596.28元を支払うとの判断を下した。中興通訊は自社に労働契約の違法解除行為は存在しないと、同年11月1日に裁判所へ提訴し、労働契約の違法解除に伴う賠償金残額の支払いを取り下げる判決を下すよう求めた。

裁判所の判決:

1. 中国「労働法」、「労働契約法」では、使用者が労働契約を一方的に解除する条件につ

限定。原告中兴通讯以被告王鹏不胜任工作，经转岗后仍不胜任工作为由，解除劳动合同，对此应负举证责任。根据《员工绩效管理办法》的规定，“C（C1、C2）考核等级的比例为10%”，虽然王鹏曾经考核结果为C2，但是C2等级并不完全等同于“不能胜任工作”，中兴通讯仅凭该限定考核等级比例的考核结果，不能证明劳动者不能胜任工作，不符合据此单方解除劳动合同的法定条件。虽然2009年01月王鹏从分销科转岗，但是转岗前后均从事销售工作，并存在分销科解散导致王鹏转岗这一根本原因，故不能证明王鹏系因不能胜任工作而转岗。因此，中兴通讯主张王鹏不胜任工作，经转岗后仍然不胜任工作的依据不足，存在违法解除劳动合同的情形，应当依法向王鹏支付经济补偿标准二倍的赔偿金。

2. 判决原告中兴通讯一次性支付被告王鹏违法解除劳动合同的赔偿金余额36,596.28元。

律师提示：

1. 员工在公司内部考核中居于末次与“不能胜任工作”是不同的概念。如果某员工虽然在内部考核中居于末次，但其工作表现总体合格，没有达到“不能胜任工作”的标准（即，基本符合劳动合同、岗位说明书等的要求），则通常不能依据《劳动合同法》第四十条对其转岗，进而与其解除劳动合同。因此，所谓的“末位淘汰制”以内部考核结果而非法定理由作为解除劳动合同的依据，存在违法、无效的嫌疑。
2. 对于虽在内部考核中居于末次但不符合“不能胜任工作”标准的员工，公司可以根据内部规章制度，对其采取不加薪、不升职、少发奖金等措施；如果要采取降薪、降职等带有惩罚性的措施，则也应基于规章制度的明文规定，并需特别注意保留充分的证据。
3. 从公司保留证据以降低风险的角度考虑，实践中，因员工“不能胜任工作”而进行的转岗，建议由员工签收相关转岗通知（通知中明确转岗的原因是，该员工“不能胜任工作”）。

いて明確な制限を設けている。原告中興通訊が被告王鵬は業務に堪えず、配置転換後も業務に堪えないことを理由に労働契約を解除する場合、これについて立証責任を負わなければならない。「従業員業績管理弁法」の規定によれば、「C（C1、C2）考課等級の割合は10%」であり、王鵬のこれまでの考課結果がC2であったとしても、C2の等級は必ずしも「業務に堪えない」と同等ではなく、中興通訊が考課等級の割合が限定された当該考課結果を根拠とするだけでは、労働者が業務に堪えないことを証明できず、労働契約を一方的に解除する法定条件に合致しない。2009年1月に王鵬は内販課から配置転換しているが、配置転換の前後はいずれも販売業務への従事であり、内販課の解散により王鵬が配置転換となっているとの根本的な原因が存在するため、王鵬が業務に堪えなかったために配置転換となったことを証明することはできない。よって、中興通訊が王鵬は業務に堪えず、配置転換後も業務に堪えなかったと主張するには根拠が不足しており、労働契約の違法解除の状況が存在するため、法に従って王鵬に対し経済補償基準の二倍を賠償金として支払わなければならない。

2. 原告中興通訊は被告王鵬に対し労働契約の違法解除に伴う賠償金残額36,596.28元を一括で支払うとの判決を下す。

筆者コメント：

1. 従業員が会社内部考課において最低等級であることは、「業務に堪えない」とは異なる概念である。ある従業員が内部考課において最低等級であったとしても、その業務パフォーマンスが全体的に合格であれば、「業務に堪えない」との基準に到達しておらず（即ち、労働契約、職務説明書などの要求には基本的に合致している）、通常では「労働契約法」第四十条に基づいて本人に対し配置転換を行うことはできず、ましてや本人との労働契約を解除することもできない。このため、いわゆる「末尾切り捨て制」で、法定事由ではなく、内部考課結果をもって労働契約解除の根拠とすることは、違法、無効の疑いがある。
2. 内部考課において最低等級であるが、「業務に堪えない」基準には合致しない従業員については、会社は内部規則制度に基づき、本人に対し昇給、昇格の見送り、賞与の減額などの措置を講じることが考えられる。減給、降格などの懲罰的な措置を講じる必要がある場合は、規則制度の明文化された規定に基づくべきであり、十分な証拠を残すことに特に注意が必要である。
3. 会社が証拠を残すことでリスクを下げるとの観点から、実務において、従業員が「業務に堪えない」ことに起因して配置転換を行う場合、従業員に関連配置転換通知書へ署名させることが望ましい（通知書において配置転換の原因は当該従業員が「業務に堪えない」ため

であることを明確にする)。

法令链接:

[《劳动合同法》](#)第三十九条、第四十条

(里兆律师事务所 2014 年 03 月 21 日编写)

法令リンク:

[「労働契約法」](#)第三十九条、第四十条

(里兆法律事務所が 2014 年 3 月 21 日付で作成)